オープンカウンター方式による随意契約について

○オープンカウンター方式とは

従来、見積合わせによる随意契約を実施する場合は、その見積相手方を官側が選定していましたが、オープンカウンター方式の場合は、特に官側の選定によらず、官側が契約案件をホームページ等に公示し、広く見積相手方を募り契約相手方を決定する方式です。これにより、これまで官側が承知していなかった企業との契約成約が期待されます。

【従来】

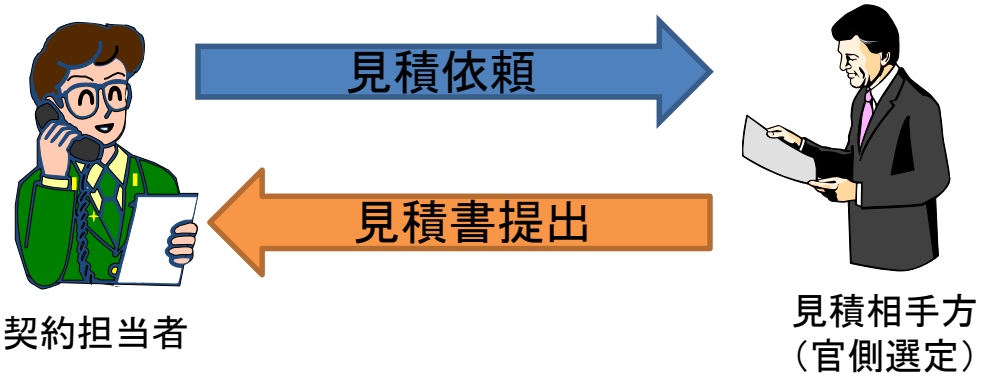

【オープンカウンター】

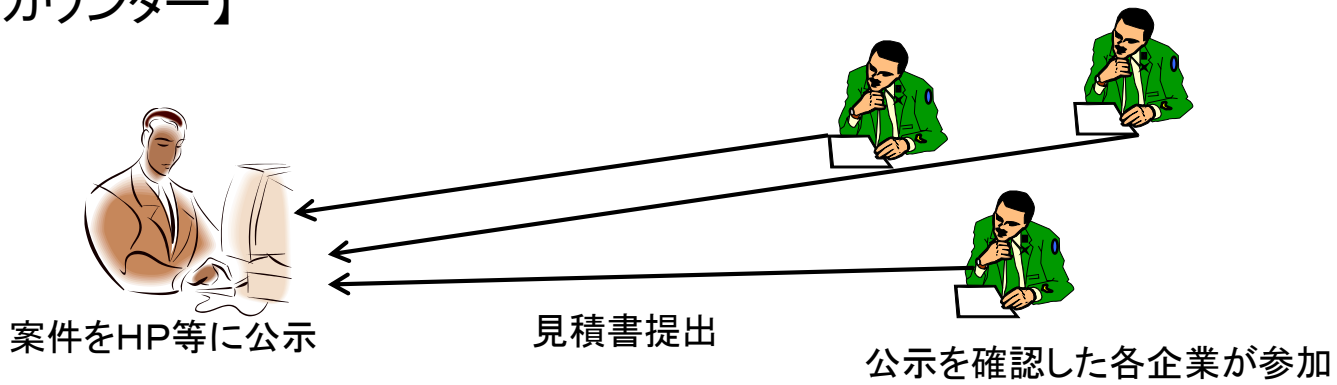

オープンカウンター方式による随意契約の参加資格について

オープンカウンター方式は、あくまで**随意契約**であり一般競争入札ではありません。

〇参加資格
　次の各号いずれかに該当する者は、基本的にオープンカウンター方式に参加できます。

１　全省庁統一入札参加資格を有する者
２　納入実績等により十分な履行能力を有すると契約担当官等が認めた者

上記のうち、2については**オープンカウンター方式実施要項**に必要書類を記載しております。
詳細については、公示を御確認ください。
　これにより、入札とは異なり**全省庁統一入札参加資格をお持ちでない企業等についても参加ができる**ようになっております。